

「高齢者緊急通報システム」

についてのお知らせ

日高町では、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報用の装置をお貸ししております。体調が悪くなったり、災害が起こったりしたときの緊急時に、装置を利用して協力員に速やかに連絡することで迅速かつ適切に対応し、高齢者等が一人で暮らしていることに伴う不安解消や福祉の向上を図ることを目的としています。事業の内容については次のとおりです。

○対象者

日高町にお住まいの高齢者等で、下記のいずれかに該当する方が対象となります。

- ① ひとり暮らしの高齢者(おおむね65歳以上)で、身体が病弱のため緊急時の素早い行動が困難な方
- ② ひとり暮らしの重度身体障害者等で、緊急時に素早い行動が困難な方
- ③ ひとり暮らしの方で、突発的に命に関わる危険な症状の発生する病気をお持ちの方等

○お申し込み先・お問い合わせ先

役場健康福祉課 福祉・子育て支援グループ(電話 01456-2-6183)

日高総合支所 地域住民課(電話 01457-6-3173)

お申し込みについては、お近くの出張所等(水・くらしサービスセンター、厚賀出張所)でも可能です。

(お申し込みの際に、緊急連絡先と協力員をご本人かご家族に設定していただきます。)

※装置の在庫がない場合は、設置までお時間がかかることがあります。

○ご利用にあたっての届け出について

下記のいずれかに該当することとなったときは、利用者又はその親族若しくは利用者の関係者は、速やかに変更届出書を役場等に提出していただきます。

- ① 規定する対象者の要件を満たさないとき。
- ② 申請内容に変更が生じたとき。
- ③ お電話を利用する必要がなくなったとき。

○費用のご負担について

- ① 装置の設置や修理に係る費用は、町が負担します。
通話に係る基本料金等については、利用者のご負担となります。
- ② 利用者のご都合により装置を移設する場合は、移設等の経費は利用者が負担することになります。

○事業の内容や、手続き等についてご不明な点がございましたら、電話等にてお問い合わせください。

担当：日高町役場健康福祉課 福祉・子育て支援グループ(電話 01456-2-6183)

気象台からの防災メモ ～土砂災害について～

気象台では、大雨により重大な災害が起こるおそれがある場合に「大雨警報」を公表します。さらに雨が降り続き土砂災害の危険度が非常に高まったときには、市町村長が行う避難勧告等の判断、住民の自主的な避難行動の参考となるよう、対象の市町村を特定して、北海道と気象台が共同で「土砂災害警戒情報」を公表します。

この情報が発表されたら、崖や沢の近くなど土砂災害の発生しやすい地域にお住まいの方は、市町村から発令される避難勧告等の情報に従ってください。避難するときに既に激しい雨となっていて避難がどうしても困難な場合は屋内の2階以上の、土砂災害が迫る崖や沢筋から離れた部屋に退避してください。



【お問い合わせ】 室蘭地方気象台 TEL 0143-22-4249

土砂災害警戒区域等の指定について

北海道は土砂災害防止法に基づき、日高町の土砂災害危険箇所115箇所について順次基礎調査を行い、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定を進めておりますが、この度門別地区において下記のとおり新たに指定されました。

なお、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域は、今後も基礎調査終了次第指定される予定となっており、新たに指定された場合は広報紙やホームページ等でお知らせいたします。

(指定権者北海道、平成27年3月31日北海道告示)

1 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

指定箇所名	所在地	自然現象の種類
門別緑町1	沙流郡日高町字緑町地内	急傾斜地の崩壊
門別緑町2	沙流郡日高町字緑町地内	急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

指定箇所名	所在地	自然現象の種類
チライ左川	沙流郡日高町字正和地内	土石流
新和の沢川	沙流郡日高町字正和地内	土石流
正和の沢川	沙流郡日高町字正和地内	土石流

※なお、公示事項を記載した詳細資料については、総務課 情報防災グループにて縦覧しております。

【用語の説明】

【土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)】は土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、地形によって決定します。市町村による警戒避難体制の整備や不動産取引の際の重要事項説明が義務づけられます。

【土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)】は「土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)」のうち、建築物に損壊が生じ、建築物の中の住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

【お問い合わせ】 役場総務課 情報防災グループ TEL 01456-2-5131